

## 大田区DV・女性・男性相談窓口運営業務委託事業者募集要領

### 1 件名

大田区DV・女性・男性相談窓口運営業務委託

### 2 目的

本業務は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律等に基づき、様々な事情により悩みを抱えている者の相談を受け付け、自らの意思で判断、行動し、安心・安全な生活が送れるよう、助言や情報提供、関係機関との連携を行うことを目的とする。

### 3 委託内容

別紙「仕様書（案）」のとおり

### 4 契約期間

令和8年6月1日から令和9年3月31日まで。

（事業開始日：令和8年7月1日）

※契約は単年度限り。1年度ごとの契約を2回まで更新の可能性あり。ただし当該年度の予算措置、前年度までの履行状況及び事業の継続、見直し等の条件により、契約を保証するものではない。

### 5 履行場所

別紙「仕様書（案）」のとおり

### 6 提案限度額

22,000,000円（税込）

なお、本件は最低制限価格を導入する。また、本事業は予算成立前の募集となるため、予算案が可決しなかった場合は実施しない。

### 7 選定方法

- (1) 公募型プロポーザル方式により、第一次審査（書類選考）及び第二次審査（プレゼンテーション審査）で選定する。
- (2) 第一次審査は提出書類について内容の審査を行う。
- (3) 第二次審査は第一次審査を通過した事業者（3者以内）に対し、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行う。  
審査結果については、第一次審査の結果を令和8年3月中旬、第二次審査の結果を令和8年4月上旬に文書にて通知する。なお、審査結果内容についての質問は一切受け付けない。
- (4) 審査結果により総合点の最も高い者及び次点の者の2者を選定する。
- (5) 審査結果は大田区契約担当課に本業務の委託について推薦する事業者（契約候補予定者）を選定するものであり、契約締結決定は契約担当課において行う。  
なお、本要領9に掲げる応募資格を喪失した場合は契約できないものとする。
- (6) 総合点の最も高い者が応募資格を喪失した場合、又は契約締結交渉が不調となった場合もしくは辞退した場合、次点の者と契約する。
- (7) 候補者決定までのスケジュール（予定）

内容	期日
----	----

参加申込・業務提案書受付期間	令和8年2月12日から 令和8年3月6日午後5時まで
質問の受付	令和8年2月12日から 令和8年2月24日正午まで
質問に対する回答(ホームページ掲載)	令和8年2月26日
第一次審査	令和8年3月上旬
第一次審査結果通知発送	令和8年3月中旬
第二次審査(プレゼンテーション)	令和8年3月30日
第二次審査結果通知発送	令和8年4月上旬

## 8 評価内容

以下の評価項目にて、「大田区DV・女性・男性相談窓口運営業務委託事業者選定委員会設置要綱」で定める選定委員会が行う。

### (1) 第一次審査

#### ア 業務評価

No.	評価項目	審査内容
1	業務実績	相談支援に関する受託実績や取組等
2	理念・考え方	相談業務に対する事業者としての理念や考え方
3	体制	事業の実施体制や人材確保の取組等
4	相談員	各業務に従事する相談員の経験、スキル等
5	教育・研修	従事者に対する教育・研修体制等
6	相談対応	他機関との連携実績や対応の検証方法等
7	チャット相談	チャット相談システムの機能等
8	個人情報保護	個人情報保護の考え方や実施体制等
9	セキュリティ対策	チャット相談システム等のセキュリティ対策等
10	危機管理体制	トラブル・事故発生時の職員体制や対応策等
11	独自提案	事業者独自の創意工夫や強み等

#### イ 価格評価

No.	評価項目	審査内容
1	費用対効果	経費見積額の妥当性

### (2) 第二次審査(第一次審査結果及びプレゼンテーション評価の総合審査)

No.	審査内容
1	プレゼンテーション
2	質疑応答
3	全体評価

## 9 応募資格

- (1) DV相談業務及びチャット等のオンライン相談業務の受託実績があること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 法人税、消費税、地方消費税及び法人事業税等を滞納していないこと。
- (4) 法人として経営不振の状態ないこと。
- (5) 会社更生法、民事再生法等により更生または再生手続開始がなされている者でないこと。
- (6) プロポーザル申込者又はその役員等が以下の項目に該当していないこと。
  - ア 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する場合
  - イ 暴力団員を雇用している場合
  - ウ 暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる場合
  - エ 暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる場合
  - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合

## 10 応募提出書類

No.	提出書類	様式	提出部数	
			正本	副本
1	参加申込書	様式1	1	—
2	法人概要	様式2	1	—
3	法人の定款(写)	—	1	—
4	業務実績一覧	様式3	1	8
5	業務提案書(別紙参照)	—	1	8
6	見積書(積算内訳書を含む。相談員時給単価明記のこと。)	—	1	8

### 【注意事項】

- (1) No.4～6はファイルにNo.の順で綴じること。
- (2) 各書類の提出部数は表のとおりとすること。
- (3) 副本については、法人を特定できる情報を必ず消去すること。(写真等を添付する場合も同様)
- (4) 提出書類には通しページ番号を付けて提出すること。
- (5) 様式を指定していない書類はA4版で作成すること。
- (6) 提出書類の差し替え及び再提出は原則認めない。提出された書類は返却しない。

## 11 応募書類の提出

- (1) 提出期限  
令和8年3月6日(金)午後5時まで

(2) 提出方法

**担当課まで持参によりお願いします。また、提出日時について調整するため、必ず事前に担当宛てに連絡願います。**

(3) 質問について

業務内容、提出書類等についての質問は、令和8年2月12日（木）から2月24日（火）の間に質問票（様式4）を電子メールで提出すること。件名については「【事業者名】大田区DV・女性・男性相談窓口運営業務委託 質問事項」と記載すること。

受け付けた質問への回答は2月26日（木）以降、区のホームページで一括して回答する。個別の回答は行わない。また、電話での質問は一切受け付けない。

【メールアドレス】 jindanjo@city.ota.tokyo.jp

(4) 辞退について

応募を辞退される場合は辞退届（様式5）により提出すること。

## 12 プレゼンテーション

- (1) 令和8年3月30日（月）午後にプレゼンテーションを実施する。実施時間、場所等の詳細は決定次第、別途通知する。
- (2) 時間は1者につき30分程度（プレゼンテーション15分、質疑応答15分）とする。
- (3) 当該業務の実務担当者が出席すること。

## 13 その他

- (1) 応募に係る一切の費用は業者の負担とする。
- (2) 最終的な契約金額については、選定した事業者との協議の上取り決める。
- (3) 議会において予算が否決された場合は、本事業は実施しない。

担当(提出先)

大田区総務部人権・男女平等推進課

人権・男女平等推進担当 小山

大田区蒲田五丁目13番14号

電話 03-5744-1610

FAX 03-5744-1556